

日本独文学会関東支部規約

- 第1条 本支部は、日本独文学会関東支部と称する。
- 第2条 本支部は、ドイツ語ドイツ文学の研究および普及に寄与することを目的とする。
- 第3条 本支部は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 研究発表会等の開催
 - (2) その他必要な事業
- 第4条 本支部の会員は、関東地方および静岡・長野・山梨の各県に在住または勤務する日本独文学会会員で、本支部の趣旨に賛同し会員登録を行った者、ならびに、本支部の趣旨に賛同し、役員会の承認を得て会員登録を行った者とする。
- 第5条 本支部の事業を運営するために、次の役員をおく。
- (1) 支部長 1名
 - (2) 支部選出理事 1名
 - (3) 幹事 6名（但し、その中から互選で上記（1）（2）を選出する）
- 第6条 支部長は、幹事の互選によって選出する。
2支部長は、本支部を代表して会務を統括する。
- 第7条 日本独文学会会則第10条（2）に定める支部選出の理事は、幹事の互選によって選出する。
- 第8条 幹事は、会員の選挙によって選出する。
2幹事は、庶務、広報、会計等の会務を分担する。
- 第9条 監査は、支部長が役員以外の会員を推薦し、総会で嘱任する。
2監査は、本支部の会計を査察する。
- 第10条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、3期連続して選出されることはできない。
- 第11条 役員会は、支部長・支部選出理事および幹事をもって構成し、本支部の事業の立案および運営に関する事項を審議する。
2役員会は、総会において業務報告を行う。
- 第12条 総会は、原則として年1回開催するものとする。
- 第13条 総会においては、次の事項を審議する。
- (1) 事業の年次報告
 - (2) 会計報告
 - (3) その他必要な会務
- 2総会の議事は、出席した会員の過半数をもって議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第14条 本支部の経費は、会費、寄付金およびその他の収入によって支弁するものとする。
2会員の会費は、年額500円とする。
- 第15条 本支部の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第16条 本支部の規約の改正は、役員会において原案を作成し、総会の承認を得るものとする。
- 付則 (1) 本支部は、当分の間、事務所を 〒170-0005 東京都豊島区南大塚3-34-6 南大塚エースビル 603 日本独文学会事務局 におく。
(2) この規約は2003年5月31日から適用する。
(3) (2014年12月6日改正) 本規約の改正は2015年1月1日より施行する。